

障害種別によらない多様な障害に対応

平成24年に児童福祉法が改正され、重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごと（知的・肢体・発達等）に分かれている障害児施設が一元化された。

セーフティネットの維持

どこにも通所できない障害児や保護者支援など、より丁寧な支援が必要な障害児を受け入れる「セーフティネット」を維持しなければならない。

専門職の有効的な活用

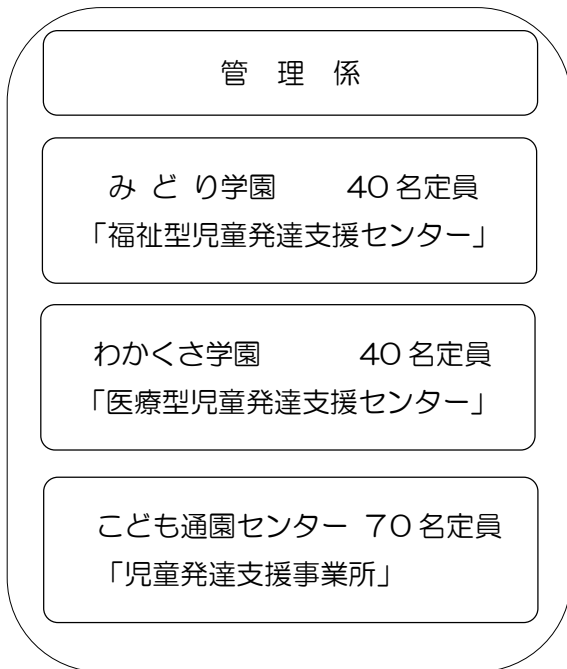
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・相談支援専門員・障害児への専門性を持つ保育士等を有効的に活用する。

平成32年4月から
愛育センター全体での組織体系の変更

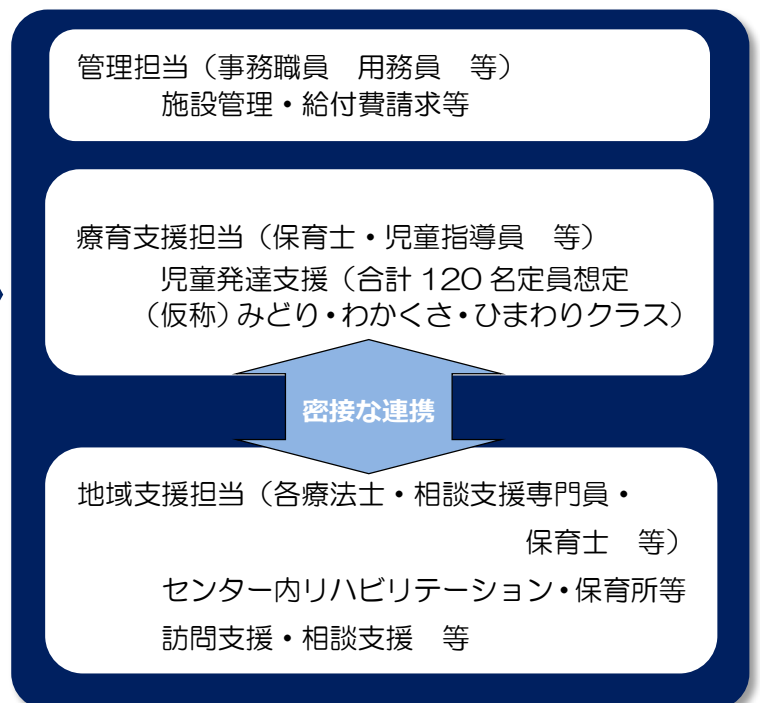


組織体系 各学園を統合し、一つの「福祉型児童発達支援センター」とする。

【現】愛育センター 係制



【新】愛育センター（仮称）スタッフ制



今後の課題

1 関係者団体の理解

2 人員体制の変更

3 施設種別の変更